

独占禁止懇話会第213回会合議事録

1. 日時 令和元年6月24日（月）15：00～17：00

2. 場所 公正取引委員会大会議室

3. 出席者

【会員】伊藤会長、新井会員、有田会員、依田会員、及川会員、川田会員、鬼頭会員、竹川会員、細田会員、村上会員、由布会員、レイク会員

【公正取引委員会】杉本委員長、三村委員、山本委員、青木委員、小島委員

【公正取引委員会事務総局】

山田事務総長、菅久経済取引局長、東出取引部長、粕渕総括審議官、

諏訪園国際審議官、南部審査局長、

品川管理企画課長、深町企業結合課長、平塚企業取引課長、

内田下請取引調査室長、藤井経済取引局総務課長

4. 議題
- 平成30年度における独占禁止法違反事件の処理状況
 - 平成30年度における企業結合関係届出の状況及び主要な企業結合事例
 - 平成30年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組等
 - デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会等について

○伊藤会長 それでは、第213回独占禁止懇話会を開会いたします。

本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、本日の議題の紹介をさせていただきたいと思います。本日の議題は4つございます。1番目は平成30年度における独占禁止法違反事件の処理状況、2番目は平成30年度における企業結合関係届出の状況及び主要な企業結合事例、3番目は平成30年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組等、そして4番目はデジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会等についてでございます。

これら4つの議題につきまして、公正取引委員会から説明をしていただ

き、会員の皆様から御意見を聴取することを予定しております。

本日の議題に入ります前に、新会員の方を御紹介させていただきたいと思います。お名前を申し上げますので御起立ください。

毎日新聞社論説委員の竹川正記会員です。

○竹川会員 よろしくお願ひします。

○伊藤会長 それでは、最初の議題に入りたいと思います。

平成30年度における独占禁止法違反事件の処理状況につきまして、品川管理企画課長から説明をお願いします。

○品川管理企画課長 管理企画課長の品川でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、私の方からお手元の資料に基づきまして、平成30年度における独占禁止法違反事件の処理状況につきまして御説明申し上げます。

お手元の独禁懇213-1と書いてある資料中のパワーポイントの資料に基づきまして御説明をさせていただければと思っております。

平成30年度における独占禁止法違反事件の処理でございますけれども、表紙を1ページおめくりいただきまして、審査事件の概況というところがございます。グラフを3つほど書かせていただいておりまして、左上のグラフが排除措置命令の件数の過去5年間の推移を記載しているものでございます。

平成30年度の排除措置命令は8件ということになっておりまして、価格カルテルが1件、談合が3件、受注調整、これは民間の発注に係る談合のようなものでございますけれども、それが3件。それから、不公正な取引が1件で合計8件ということになってございます。

この件数は29年度、28年度などに比べると件数が減っているというような御指摘をいろいろなところから頂くわけでございますけれども、これは私どもの方といたしましては、後ほど少し申し上げますけれども、平成30年度はIT・プラットフォーマーのような事件で、審査官を指定して立入検査も行って事件審査をしましたけれども、最終的に事業者サイドから問題解消措置が提案されて、これで問題は解消するであろうということで審査を打ち切ったような事件が3件ほどございまして、それが原因の一つではないかと考えております。

また、平成30年度で事件の処理が終わらず31年度に事件の処理がずれ込んだものも何件かございましたので、こういったことが影響して件数自体は少ないものに止まっているということでございますけれども、件数が減っているということをもって審査事件の処理が低調であるということではないのではないかと考えているところでございます。

その下のグラフで課徴金の額が平成30年度は約2.6億円ということで書かせていただいております。これも随分金額が少なくなっているというふうにグラフの上では見えるものですから、なぜこんなに少ないのかという御指摘を頂くわけでございますけれども、課徴金は現行の独占禁止法では基本的にカルテル、談合の対象となった商品の売上額に一定率を掛けて算出することになっていますので、カルテル談合の事件があって、なおかつそれが市場規模の非常に大きい事件ですと課徴金の額は大きくなるわけでございますが、たまたまそういう事件がないと、課徴金の額としては小さな額に止まるというところがございます。

実際に、今年度になりましてから、6月20日にも改質アスファルトのカルテル事件で30億円ほど課徴金納付命令を出した事件もございますので、そういった意味では課徴金の額が单年度で少ないということが必ずしも審査事件が低調であるということを意味している訳ではないのではないかと思っております。

また、海外当局の動きを見ましても多額の制裁を課しているような事案というのは、かつてのような大規模な国際カルテルのようなものから単独行為に移ってきているというようなところが傾向としては感じられるところでございまして、これは場合によると我が国にもそうした傾向が出てきているということかなという気がしております。

現状日本では課徴金減免申請が大きく減っているということでもございませんので、ここはまだもう少し評価には時間がかかるかなという感じはしておりますけれども、少なくとも全体として措置が低調ということではないと思っております。

ちなみに、右側のグラフでございますけれども、これは今、申し上げたこととの関係で排除措置命令に加えて警告といわれる行政指導で処理をし

ているものと先ほど少し申し上げました事業者側から改善の措置が申し出られたので事件を打ち切ったという事件を合計した処理件数のグラフでございます。

28年度警告10件とありますが、これは若干イレギュラーな数字でございますので、そういったところを考えますと改善措置を探られて打ち切ったというようなものも併せて考えれば、審査事件の処理件数の推移としてはおおむね横ばいというふうに考えているところでございます。

2ページでございますけれども、30年度に法的措置を採った事案の一覧ということで書かせていただいております。価格カルテルとしては近畿地区の百貨店がお中元等の配送料についてカルテルを行っていたというものでございまして、これは消費者向けの価格のカルテルという意味では久しぶりのものでございます。

それから、2件目の入札談合の関係ですが、これは宮城県の大崎市等が発注します測量、あるいはコンサルタント関係の入札談合事案でございます。この案件につきましては、宮城県の方に対しまして要請を行っておるのですが、そこはまた後ほど申し上げたいと思います。

それから、その下の受注調整ですが、これは民間の発注する物件についてどこが受注するかを決めているというような事件でございますけれども、全日空の制服、それからドコモの制服に関して、排除措置命令と課徴金納付命令をしているところでございます。

その下の不公正な取引方法の関係ですけれども、この件は東北農政局が発注する工事に関して、特定の入札参加者が東北農政局から情報をもらっていた、あるいは自分の会社が農政局に対して提出する技術提案書について添削をしてもらっていたというようなことがありまして、こういったことによって他の入札参加者と農政局の取引を妨害していたという構成をしておりまして、取引妨害ということで排除措置命令を行った事件でございます。

それから、3ページでございますが、これは特に排除措置命令という形に限らない事件の処理という形ではいろいろなものが行われておりますということを書かせていただいております。

ここでは、警告の対象になったものを3件ほど、事業者から改善措置の申出があつて、審査を終了したものというのを3件ほど書かせていただいております。物品の販売から国民向けのサービス、ネット関連のものまで幅広くいろいろな事件を対象にさせていただいておりますけれども、命令という形で処理をとるもの以外にも迅速な事件の処理によって早めに競争秩序を回復するというような形の事件処理も行っているところでございます。

なお、こういった事件処理との関係では、昨年12月からＴＰＰに伴いまして独占禁止法の改正によって確約制度というものが導入されております。この制度は独占禁止法違反が疑われるような事案があった場合に、事業者の方から独占禁止法上の懸念点を解消する確約措置の申出というものをしていただきまして、公正取引委員会がそれを認定するという形で、違反であるか違反でないかということの認定をせずに事件を処理していくという形のスキームですけれども、これが法律上も導入をされたという形になります。31年度以降はこういった措置の活用も念頭に置いて、どういった事案の処理が適切かということを個別の事案ごとに考えてしていくということになると考へてございます。

それから、4ページでございますが、優越的地位の濫用に関しましては、これは厳正な対処というのは当然ですが、もう一つは効率的に事件を処理するということが求められておりまして、優越的地位の濫用事件のタスクフォースというものを審査局内に作りまして、そこで集中的に事件の処理をしてございます。

警告の事例が一つそこに書いてございますけれども、これ以外にも積極的に注意というものを行うことによって個別の事案を迅速に処理することを行っております。注意の件数は平成30年度が56件ということでございましたが、おおむね50件前後で推移をしているところでございます。

注意の対象になる事案としましては、よく見られるのは小売業者による納入業者に対する優越的地位の濫用でございますけれども、それ以外にも例えば宿泊事業者がイベントを開催するので、取引先にチケットを買ってもらうとか、あるいは荷主が物流事業者に対して待機をさせるけれども、

その分の対価は一切払わないとか、そういった形の行為について注意を行っている例があるところでございます。

それから、5ページの不当廉売に関しましても、迅速な対処が必要であるということでございますので、こちらは原則2カ月という処理期間を定めまして、集中的に処理をしているところでございます。

件数を御覧いただきますとやはり多いのは、これは以前からそうなのでですが、酒、石油製品、あるいは家電製品といったところの注意件数が相変わらず多いわけでございますけれども、全般的に件数はここ数年で減少傾向でございます。

これは恐らくは酒に関する限りでは業法が改正になって、国税庁の方で一定の対応をするようになったことでありますとか、ガソリンであれば全般的に市況が上り基調にあるといったことが反映されているということも一面ではあろうかと思いますけれども、私どもの方でいろいろな事案を処理していく中で、事業者の方にもある程度独禁法の不当廉売の考え方方が浸透してきて、それを踏まえて値付けをするようになっているということも影響しているのではないかと考えているところでございます。

それから、6ページでございますけれども、こちらはIT・デジタル関連分野の取組でございます。IT・デジタル関連分野に関するところはここ数年公正取引委員会としても積極的に取り組んでおるところでございまして、ITのタスクフォースというのを設置して事件を処理しておりますとか、ここにも書いてございますが、専用の情報提供窓口を設けて情報提供を求めているところでございます。

30年度の処理の事件としては、6ページに3つほど書かせていただいておりますが、1つ目のみんなのペットの事件といいますのは、ペットの取引の仲介サイトの運営事業者に対する件でございます。ブリーダーの方がそのサイトの片側において、もう片側にペットを購入する個人がいるということでございますので、そのブリーダーと個人を仲介するサイトに関して、ペットの仲介サイトが自分のところにペットを載せるのであれば、ほかのサイトには載せることを制限するというようなことをやっていたという事案でございますが、これについては事業者側から改善措置を探りますとい

うことで申出がありまして、これで問題としては解消するであろうということで審査を打ち切った事件でございます。

それから、2つ目のA p p I eの件でございますけれども、これはA p p I eが日本のM N Oの3社と契約を結んでいるわけでございますが、M N O 3社がi p h o n eを購入する利用者に提供する端末購入補助の内容等につきまして、M N O 3社の事業活動を制限していたということでございます。

こういった制限によって、端末購入補助をたくさんせざるを得なくなり、ひいては通話料金の高止まりにつながっていないかという問題意識があるわけでございますが、こういったものにつきましても、当該制限をA p p I eサイドが取りやめるということで申出がありましたので、審査を打ち切ったという事件でございます。

それから、3つ目のエアビーアンドビーでございますが、これにつきましては先ほどのみんなのペットと同じような事件でございましたけれども、民泊サービス仲介サイトにいろいろな民泊事業者が自らの情報を載せるわけでございますが、そのときにエアビーアンドビーのサイトに載せるときには他のサイトに載せる上で一定の制限を課していたという事案でございまして、これについても事業者サイドで問題を解消する措置が採られますということでしたので、審査を打ち切ったという形で事件を処理してございます。

I T・デジタル関連の事件につきましては平成30年度の処理としてはいずれもこういった形での審査打ち切りという形になりましたけれども、私どもの方でも大分I T・デジタル関連の知見というものができてまいりましたし、先ほど申しましたけれども、昨年12月からは法律上の確約制度というようなものが入ったりしておりますので、31年度以降はこういった手法も視野に入れて事件を処理していくことになるかなと考えているところでございます。

最後、7ページでございますけれども、これは発注者への要請、申入れの関係でございます。いわゆる官製談合といわれる、発注者が関与する行為に關しましては、官製談合防止法という法律がございまして、こういっ

た行為が認められた場合は公正取引委員会が改善措置を当該発注官庁に対して要求することができるという制度があるわけでございますけれども、そういったものに限らず、発注者、あるいは発注者の職員の行為に関して懸念があれば公正取引委員会の方から様々な要請を行っているところでございます。

30年度の処理の事案としては、1つは農水省に対して、先ほども少し触れた東北農政局の関係の事案でございますけれども、フジタという会社に対して、未公表情報が教示されていた。あるいは技術提案書の添削が行われていたというようなことがありましたので、こういったことが行われることがないようにということで、農林水産省に申入れをしてございます。

それから、下の宮城県の件は、これは先ほど触れた宮城県の大崎市等が発注しております測量、コンサルの関係の談合があつたわけでございますが、この件について宮城県に対して談合情報が寄せられたときに宮城県が行った調査で、自分が談合をやりましたと認めている事業者も中にはいたわけでございますが、認めていた事業者も含めて、県のマニュアルに基づき全社から談合をやっていませんという誓約書をとろうとしていたということが見られましたですから、そういうことだとせっかく自分でやっておりましたと言って申し出ている事業者の思いを無にすることにもなりかねませんので、マニュアルの改定などの改善を求めたところでございます。

こういった形で30年度事件を処理しているところでございまして、31年度も様々課題はございますけれども、引き続き積極的に事件を取り上げていきたいというふうに考えているところでございます。

御説明は以上でございます。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問あるいは御意見がございましたら御自由に御発言いただければと思います。

○細田会員 商工会議所から来ております細田でございます。

平成30年度における優越的地位の濫用につきまして、一言申し上げたいと思います。

平成21年から優越的地位濫用事件に対するタスクフォースが設置されまして、調査が進んできていることは非常に喜ばしいことだと思いますけれども、毎年のように50件から60件くらいの事件が報告されております。議題3の資料を拝見してもまだまだ優越的地位の濫用行為はなくならないのだろうと感じております。

また、本日議論するテーマには入っていないようですけれども、6月14日に公正取引委員会が、「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」を公表しましたが、その数字を見ても中小企業が保護されていない実態がわかりました。公正な競争秩序を確保するためにも、今後も更なる効率的・効果的な調査を行っていただき、違反行為があった場合には厳正かつ積極的に対処いただきたいと思います。

○品川管理企画課長　ただいま御指摘のとおり優越的地位の濫用に関しましては毎年50件くらい注意が出ているわけでございますけれども、これは一方で我々の方で、毎年同じ事業者が注意を受けているのでは意味がないということをございまして、毎年何件か過去に注意を受けた事業者につきましてフォローアップをしてございます。フォローアップをしていると、やはり少しずつではありますけれども、改善がされているということでございますので、注意によって一定の成果は上がっているかなと考えているところでございます。

一方で、先ほども御指摘がありましたような知的財産含めて、いろいろな分野で新たに優越的地位の濫用ではないかというような議論もいろいろ出てきてございます。私どももちろん申告という形でもいろいろな情報を頂きますけれども、それ以外にもいろいろな形で情報収集をして、そういった新たななものも含めて優越的位置の濫用事案について積極的に対応していきたいと考えているところでございます。

○伊藤会長　ほかにいかがですか。

○有田会員　今の御回答の中で、「いろいろな形で」という調査方法の、いろいろな形の具体的な内容を知りたいのですが。

○品川管理企画課長　それは優越的地位の濫用事件についてということですか。

○有田会員 そうです。

○品川管理企画課長 優越的地位の濫用事件につきましてはいろいろな端緒情報の入手方法がございます。審査ノウハウに関するものですので具体的に情報源としてどういうものがあるのかということを申し上げるのは難しいですけれども、申告以外のものとしましては私どもの方で実態調査とかやることがあるわけでございますが、そういった過程で寄せられた情報についてをこちらの方からいろいろと深掘りをさせていただくとか、そういった形の事件の発掘みたいなことも行っているところでございます。

○伊藤会長 ほかにいかがですか。

○依田会員 1点だけ、すみません。

ただいまいろいろ説明があった中で、特に資料としては平成30年度における独占禁止法違反事件の処理状況における3ページ目に書いてある事案の迅速かつ効果的な処理の工夫のところで、例えば先ほども御議論にあつた優越的な地位の濫用等に関して、こうした不当な競争行為を制限、未然に防ぐという形で警告や注意に止まること自体は大変効果的ではあると思いますが、我々のように昔から公正取引委員会のいろいろな事件を勉強させてもらった点から言うとやはり競争に対する制限的な行為やあるいは不公正な取引が実際にあった上でそれに対してきちんとした調査をして、事後的な規制として課徴金を取る取らないはいろいろなケースによって違うとは思うんですが、こうしたケースから考えてみると、警告や注意のような事前規制的な事柄にだんだんバランスがいってしまうと、先ほど冒頭にも述べたように、いろいろ事件やあるいは課徴金金額等のところで、競争制限的な行為が余り起こってないような錯覚を世間に 대해서惹起させてしまわないかという心配がありますが、そのところについて何か御意見や御感想はありませんでしょうか。

○品川管理企画課長 ただいま御指摘のような命令の件数が少ない、あるいは課徴金の額が少ないとことによってむしろ競争上の問題というのはなくなってしまっているのではないかという見え方がするというところは確かに御指摘のとおりかと思います。

私どもいたしましては、もちろん事案の迅速な処理ということは考え

ますけれども、やはり違反行為に対してはしっかりと法的な措置を採り、課徴金をかけることが可能な事案であれば、それはしっかりと課徴金をかけていくということも同様に大事であるというふうに考えてございます。

特に、IT系の事案につきましては、30年度に3件ほど続きましたけれども、先ほども申し上げましたように、私どもの方でも大分知見は蓄積されてきているということもございますので、今後は必ずしも問題解消措置が提案されたから審査打切りということではなくて、法的な措置も当然視野に入れて事件の処理を図っていきたいということでございます。

そういうやり方はもちろん先ほどおっしゃられた外からどう見えるかということもありますし、あるいは法的にどういうことが違反であるかということを明確に示す上でも有益だと考えておりますので、そこは御指摘を踏まえてしっかりやってまいりたいと思います。

○伊藤会長 ほかにいかがですか。

それでは、2つ目の議題であります平成30年度における企業結合関係届出の状況及び主要な企業結合事例につきまして、深町企業結合課長から御説明をお願いしたいと思います。

○深町企業結合課長 企業結合課長の深町でございます。

私からは平成30年度における企業結合関係届出の状況及び主要な企業結合事例という資料に基づきまして御説明させていただきます。

まず、1枚めくっていただきまして1ページ目でございます。

簡単に企業結合審査の考え方について御紹介させていただきます。独禁法の企業結合といった場合には、こちらにありますとおり株式保有、役員兼任、合併、分割、共同株式移転、事業譲受け等、こういったものが該当するわけでございますけれども、これらに共通することとしまして、※のところにございますとおり事業活動が不可逆的に一体化するということでございます。不可逆性がございますので、企業結合のうち一定の要件に合致するものにつきましては、事前に届出をしていただいて、公正取引委員会の方でチェックをする。そういうスキームになっておるわけでございます。

実体法でございますけれども、企業結合により一定の取引分野における

競争を実質的に制限することとなる場合には企業結合が禁止される。ただし、※のところでございますけれども、独禁法上の問題を解消する措置、いわゆる問題解消措置が採られる場合には容認される。これが大まかな考え方でございます。

スライドの2枚目でございますけれども、それではどういった場合に届出が必要かということでございますけれども、例えば下の方の合併というところを見ていただきますと、国内売上高合計額200億円超の会社と50億円超の会社が合併する場合には届出が必要、つまりグループ全体で国内の売上高を足し上げたところ、200億円を超える会社と50億円を超える会社、そういう会社が合併する場合には、届出が必要だということになるわけでございます。

届出を受けた後の手続でございますけれども、スライドの3枚目でございます。まず、合併等の届出を受理しますと30日以内の第一次審査を行います。この30日以内の第一次審査で独禁法上問題がないのか、更に詳細な審査が必要なのかという判断をしまして、更に詳細に審査が必要だという場合には審査に必要な報告等を求める、つまり当事会社にデータや資料の提出を求め第二審査を開始するということになります。

そこで求めた資料、報告等が全て出てきて、我々が受理してから90日以内に独禁法上問題があるのかないのかを判断する、こういうフローチャートになっているわけでございます。

スライドの4枚目でございます。こちらからは審査の中身の話でございますけれども、まず市場の範囲、一定の取引分野の範囲を画定する必要があるということでございます。一定の取引分野といった場合には、商品範囲と地理的範囲という二つの側面がございます。

スライドの4の下の方に、SSNIPテストという言葉が書いてございますけれども、ある商品、ある地域の全供給者が小幅であるが実質的かつ一時的でない価格引上げをした場合の需要者の反応を見るということでございます。ここでは、小幅であるが実質的かつ一時的ではないというのは5%から10%程度、1年程度という意味でございます。

上にポンチ絵がございますけれども、例えば商品（甲）というものがあ

って、この値段が5%から10%程度、1年程度上がった場合に、今まで商品（甲）を購入していた需要者が商品（乙）にどの程度切り替えるか、たくさん切り替えるということであれば、需要者にとって甲と乙は代替性が高いということになりますので、同じ商品範囲、切り替えないとことであれば別の商品範囲という形で画定をしていく、地理的範囲についても同様の考え方でございます。このように市場の範囲というのは最初から決まっているというわけではなくて、実態に基づいて個別に判断をしていくということになります。

スライドの5枚目でございます。このような形で市場の範囲を画定した後、一定の取引分野における競争を制限することとなるとは通常考えられない範疇に該当するかどうかというのを判断する。これはいわゆるセーフハーバーと呼んでおるわけでございますけれども、例えば水平型、ライバル同士の企業結合であれば、HHIとHHIの増分というものを使って範囲を決めているということでございます。

スライドの7枚目でございます。仮にセーフハーバーに該当しないという場合には直ちに独禁法上問題となるというわけではなくて、個別に中身を見ていくということになります。

こちらにポンチ絵で、競争を実質的に制限することとなることの具体例を示してございますけれども、例えば企業結合前にA、B、Cという3社が競争していて、このうちA社とB社が合併をするというケースを考えております。まず、市場の中にいますC社から、A社・B社グループに対する競争圧力が働くかどうかということを見るわけでございますけれども、この例ではC社の規模が小さくて十分な圧力が働くかない。今度は市場の外からの圧力が働くかどうかということでございますけれども、例えば地理的に隣接している市場からの圧力とか、類似品からの圧力、輸入圧力、参入圧力が働くかどうかといったことも見ていくわけでございます。

こういった市場内外からの圧力が十分働くないということになりますと、A社・B社グループ、企業結合した当事会社が価格等を自由にコントロールできるようになる、つまり需要者にとっての購入先の選択肢が狭まって、値上げ行為に対抗する手段がなくなる、こういった状況を競争を実質的に

制限することとなるというふうに呼んでいるということでございます。

スライドの8枚目でございます。近年、経済のグローバル化が進んできているということで、公正取引委員会のみならず諸外国の競争当局も審査を行うという事案が増えてきています。そういう場合に、手続なり基準が異なっているということになりますと不都合が生じますので、OECD、ICN等において収斂化が進展してきているということでございます。先ほど簡単に触れましたSSNIPテスト等につきましても各国共通のグローバルスタンダードとして確立しているということでございまして、各国の競争当局ともそういった考え方に基づいて審査を実施しているということでございます。

スライド9枚目、10枚目、こちらが平成30年度の届出の状況でございます。

平成30年度、下に表1とございますけれども、一番右側を見ていただきますと、1年間で321件届出があったということでございます。平成29年度が306件でございますので、4.9%増ということでございます。また、過去5年で見ますと、最多の件数になっているということでございます。

その下でございますが、第一次審査で終了したものが315件ということでございますので、届出を受けたもののうちのほとんどは30日間の第一次審査で終了しているということでございます。

その下にカッコ書きで240とございますけれども、こちらは禁止期間の短縮を行ったものということでございます。当事会社から申出があった場合、届出をしてから基本的には30日間企業結合してはいけないということになっておりますけれども、当事会社から申出があった場合には、可能な限りこの禁止期間の短縮をしているということで、その件数が240件ということでございます。これは過去最高の件数になっているということでございます。

また、右下でございますけれども、第二次審査に移行したものが2件ということで、こちらは王子ホールディングスによる三菱製紙の株式取得と新日鐵住金による山陽特殊製鋼の株式取得ということでございます。この概要につきましては、後ほど簡単に触れさせていただきます。

また、9ページの真ん中あたりでございますけれども、平成30年度に審査が終了した案件のうち、8件については問題解消措置を前提として独禁法上問題ないという判断をしてございます。

次に、スライドの10でございます。

こちらは、企業結合の形態別の届出の推移ということでございます。水平型企業結合、同じ取引分野に属する商品の供給をする企業同士、つまりライバル企業同士の企業結合ですけれども、この割合が平成30年度で56%と最も高いですけれども、経年変化を見るとだんだん割合は下がってきているということでございます。

一方、垂直型の企業結合、これは取引関係にある企業同士、メーカーと流通業者とかそういう取引関係にある企業同士の企業結合ですけれども、この割合が増加傾向にあります、平成30年度では全体の4割程度を占めているということでございます。

続きまして、スライドの11でございます。これ以降が主要な企業結合事例の概要ということでございます。

平成30年度ではこちらのスライド11にございます13事例を公表しております。これらのうち詳細な第二次審査を行ったものが事例2、4、10でございます。また、問題解消措置を前提に問題ないと認めたものがこの問題解消措置の欄に丸がついております事例4、6、7、10でございます。また、近年経済分析に力を入れておりますけれども、経済分析結果を公表しているものとして、事例2、4、5、7が挙げられます。本日はこれらのうち第二次審査を行いました事例2、4、10の3件につきまして概要を簡単に御紹介させていただきます。

スライドの12でございます。こちらは事例2の王子ホールディングスによる三菱製紙の株式取得の件でございます。本件は王子が三菱の議決権の33%を取得することを計画したということでございます。昨年7月13日に届出書が出されて受理しております。第一次審査を開始しましたが、8月10日に報告等の要請を行い、第二次審査に移行しております。第二次審査では当事会社との面談、また関係者に対するヒアリング、書面調査等を行いまして、昨年12月25日に特段の措置なく問題ないという判断をしている

わけでございます。

スライドの13でございます。この統合につきましては、重点的に審査を行った分野が3つございます。まず、1つは真ん中左下あたりのアート紙市場というところでございます。このアート紙というのは高級美術書等に使われる紙でございまして、当事会社のシェアが9割程度になるという状況でございました。似た紙として上質コート紙というものがございまして、そこからの圧力、また大手出版社等からの需要者からの圧力も働いているということで、競争上の問題は起きないというふうに判断したものでございます。

次に、壁紙原紙でございます。これは壁紙の裏に張る紙でございまして、当事会社のシェアが65%程度になるというものでございました。

ただ、もともと当事会社間の競合の程度が限定的であるということ、また有力な競争事業者からの圧力、需要者からの圧力も働いているということで、問題ないと判断をしたものでございます。

次にプレスボードというものでございます。これは変圧器の内部にある絶縁用の厚紙でございますけれども、シェアは95%程度になるものでございました。ただ、輸入圧力が一定程度あるとか、またその変圧器メーカーは海外で海外のプレスボードメーカーと取引をしていて、そういう価格等も参考にしながら交渉しているということで、需要者からの圧力も働いているということで、こちらも問題ない、つまり全ての取引分野で問題ないと判断をしたということでございます。

続きまして、スライド14、新日鐵住金による山陽特殊製鋼の株式取得の件でございます。これは新日鐵住金が山陽特殊製鋼の議決権の51.5%を取得することを計画したということでございます。こちらは昨年7月20日に届出を受理しまして、第一次審査を開始、8月17日に報告等の要請を行つて第二次審査を開始しております。

こちらも当事会社と面談をしつつ関係者にヒアリング、書面調査を行い、今年1月18日に問題解消措置を前提に問題がないという判断をしたものでございます。

その概要がスライド15枚目でございます。この件で問題になったのが軸

受用小径シームレス鋼管、ベアリングの製造に用いられる径の小さい鋼管というものです。

山陽特殊製鋼のシェアが7割、新日鐵住金のシェアが3割ということで、ほぼ独占になるということでございました。そういった中で、輸入圧力、参入圧力、競争事業者からの圧力は働かない、また、似た製品からの圧力、需要者からの圧力も限定的ということで独禁法上問題という判断をしたということでございます。

そうしましたところ、当事会社から問題解消措置の申出があったということで、具体的には神戸製鋼所に対しまして、製造設備を譲渡、また商権も譲渡する、営業技術支援もするということで、神戸製鋼が大体最大で25%程度のシェアを占める競争相手になるだろうと見込まれたということでございます。したがいまして、この問題解消措置を講じることを前提とすれば、独禁法上問題ないという判断をしたということでございます。

最後に、ふくおかフィナンシャルグループによる株式会社十八銀行の株式取得、スライド16枚目でございます。

本件は、FFGが十八銀行の議決権50%を超えて取得することを計画したということでございます。本件は、平成28年2月に当事会社がこの計画を公表しております。届出が6月にありましたけれども、その前の段階から需要者アンケートを実施しておりました。6月8日に届出書を受理して第一次審査を開始。平成28年7月8日に報告等の要請を行い、第二次審査を開始しております。審査の初期の段階、平成28年8月の段階で本件は独禁法上問題となるおそれが高いということは当事会社に指摘していたわけでございます。

その後に審査が続きまして、平成30年2月に再度需要者アンケートを実施し、再度その結果を踏まえて独禁法上の問題となりますという指摘をしたところ、昨年5月以降当事会社の方で問題解消措置の検討に入り、昨年8月24日に問題解消措置を前提とすれば、独禁法上問題がないという判断をしたということでございます。

審査の概要がスライド17枚目でございます。審査の視点としましては、本件統合で中小企業を中心とする需要者にとって借入先に係る十分な選択

肢が確保できなくなるような状況になり、競争を実質的に制限することとなるかどうかということでございました。

銀行ですのでいろいろな業務を行っておりますけれども、例えば消費者向けの貸出し、非事業性貸出しとか預金、為替、そういうところでは独禁法上問題ないと判断をしておりますし、事業性貸出しの分野でも大企業、中堅企業貸出し、地方公共団体向け貸出しについては問題ないと判断をしたわけでございます。

唯一残ったのが、中小企業向け貸出しの長崎県の部分ということでございました。右側にシェア表がございますけれども、長崎県全体で見ますとFFGグループが40%、十八銀行が35%、合計75%ということでございます。下に店舗数が書いてございますけれども、当事会社それぞれ80店舗弱、90店舗弱を持っておりますけれども、他県地銀等は1店舗から3店舗しかないということで、店舗でも圧倒的な差があったというわけでございます。

こうした中で、左側のポンチ絵でございますけれども、FFGグループの親和銀行と十八銀行は従来活発な競争を行ってきた、市場の中にいます銀行等からの圧力は限定的、地理的に隣接している市場の銀行等からの圧力も限定的、ネット銀行、フィンテック等からの圧力も現在では限定的ということでございますので、この長崎県の本土のところでは独禁法上問題になるという判断をしたというところでございます。

スライドの18枚目でございます。大企業、中堅企業向け貸出しと中小企業向け貸出しでシェアだけ見ますと大体同じ7割程度でございますけれども、結論が分かれているということでございます。その理由としましては、大企業、中堅企業というのは長崎県で数が少ない。100社程度ということでございます。ですので、銀行としてもいざとなれば少ない店舗でも貸出しができ、また、大企業、中堅企業ですので、優良な貸出先ということで、他県地銀も含めて積極的に貸出しをしたいという状況でございますので、大企業、中堅企業はいざとなれば遠くの銀行からも借りられるという状況にありました。

一方、中小企業は長崎県で数万社あります、銀行も支店の近くの顧客に貸出しをしている。中小企業も遠くの銀行の支店から借りるのはなかなか

か難しいという状況にあったということで、こちらは問題ありという判断をしたということでございます。

スライド19枚目でございます。こちらは長崎の対馬等離島地域の評価でございます。離島でございますので、市場規模は極めて小さいという状況にございます。また、当事会社グループ、それぞれ店舗を置いて営業を行っておりますけれども、合理化を図ってきましたが採算がとれていないという状況、さらに、今回、統合すると独占になってしまいますけれども、競争を維持しようとして、店舗を誰かに売ろうとしても譲受けを希望する人はいないということで、そもそも複数の事業者による競争を維持することが困難な状況ですので、競争を実質的に制限することとはならないと判断をしましたが、いずれにしましても独占になってしまいますので、金融庁によるモニタリングが有効である、こうした判断をしたということでございます。

最後に、スライド20枚目でございますけれども、長崎県の本土の部分の中小企業向け金融では、独禁法上問題になるということで、当事会社の方で債権譲渡の措置を探るということになったわけでございます。具体的には、1000億円弱相当の貸出債権を他県地銀を中心とする他の金融機関に譲渡するということでございます。対象債権としましては、貸出先の中小企業の方が他の金融機関への借換えを希望し、また他の金融機関が受入れを応諾した債権というもの、そういうものを集めたら1000億円弱になったということでございます。

この債権譲渡によりまして、主に県外の金融機関に当事会社から顧客基盤が移り、当事会社に対する競争圧力が一定程度強まるだろうということで、この問題解消措置を前提とすれば独禁法上問題ないという判断をしたということでございます。

私からの説明は以上でございます。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問あるいは御意見を頂ければと思います。いかがでしょうか。

○有田会員 専門家ではないのでくだらない質問で申し訳ないですが、親和銀行など

地銀がマイナス金利で非常に大変な状況になっていて、競争というのが厳しい状況になっている社会環境で、独占禁止法を適用するというのはなかなか難しいのではないかと思っています。大手が合併をして、地域で全体の7割を超すような状況が生まれ、公正取引委員会としてはそれをどのように判断をされるのかと思います。いろいろな角度から判断されると思うのですけれども、今3つほど教えていただきましたが、その中でやはり一番問題だろうと考えるところ、地域で同じではないというような判断基準を教えていただけたらと思います。

○深町企業結合課長 確かに、金融機関は、今、非常にマイナス金利等の影響があつて経営が苦しいという状況になっていると承知しております。そういった中で、再編も一つの選択肢ということで、昨年は新潟県の第四銀行、北越銀行という1位、2位の銀行が統合するようなこともありましたし、長崎でも1位、2位の地銀が統合するという動きが出てきているものと承知しております。

我々も例えば競争が維持できないほど市場が小さくなってしまっている、このままでは独占になってしまい、そういうような状況であれば、そこにについて独占禁止法違反なのでというような、そういう判断はするのが適当ではないと考えておりますし、それが今回の離島の考え方などに表れているという状況かと思います。

ただそうではなくて、競争が維持可能だという場合には競争していただくということが、需要者のためにもなりますし、ひいては当事会社のためにもまた地域全体のためになるだろうということで、そこは見極めた上で、競争維持可能な場合には競争していただくことが望ましいだろうと考えております。今回は長崎県で統合があって7割くらいのシェアになるということで、やはりこのままでは競争環境は維持されないと判断しまして、当事会社の方でいろいろ考えられた上、債権譲渡という形で競争者をより有力にするような措置、それで引き続き競争環境が維持されるということになるだろうと考えまして認めたということでございます。

○伊藤会長 よろしいでしょうか。ほかにいかがですか。

○竹川会員 政府の方で、地方バスとかあるいは金融機関とか、この辺の独占禁止法

上の特例にするというのをこの前に決めましたけれども、これによってどういうふうに今後審査は変わっていくのでしょうか。

○深町企業結合課長 先週金曜日に、成長戦略の閣議決定がされまして、企業結合について申し上げれば、地方銀行について市場が縮小してきていて、このままでは立ち行かなくなるという場合には、特例法によって統合を認める、そういう制度ができるということでございます。

ただ、そういう意味である程度限定がかかっているというか、経営が苦しくなってきて、このままでは競争環境が維持できないといったような場合には、特例法で認められるということになりますけれども、逆に言えばそういう範疇に入ってこないというものは引き続き我々の方で審査をしてチェックしていくということになりますし、そういう競争ができない、事業としてやっていけないというような状況にあるとしても、そこは銀行側の判断として特例法という制度で金融庁に認可申請するのか、公正取引委員会の方に届出をして合併審査を受けるのか。そこは2つ選べるようになっておりますので、そういう2つの制度が並列で動いていくということになると承知しております。

○伊藤会長 よろしいですか。ほかに。

それでは、3つ目の議題である平成30年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組等につきまして、平塚企業取引課長及び内田下請取引調査室長から説明をお願いしたいと思います。

○平塚企業取引課長 よろしくお願ひいたします。

概要の資料と本文とお配りしておりますけれども、概要の資料の方を御覧ください。

平成30年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化の取組等ということで5月29日に発表してあるものでございます。

まず、下請法の運用状況から御説明を申し上げます。1枚おめくりください。書面調査の実施状況でございます。2ページ目、こちらにありますけれども、平成28年度までと比べて、29年度、30年度と調査件数を増やしております。29年度におきましてはその前年の3万9150件という親事業者調査を6万件に増やし、これを30年度も継続いたしまして6万件の書面調

査を行いました。同じく下請事業者調査につきましても28年度におきましては21万4500件でしたが、29年度では30万件、同じく30年度では30万件ということで、もともと親事業者と下請事業者を合わせて25万件少しであったものを36万件に増やして調査を行っていたところでございます。

1枚おめくりください。処理状況でございます。

新規着手件数ということで、書面調査と申告を合わせまして、7,898件の新規着手をいたしました。これに対しまして処理件数でございますけれども、後から申し上げますけれども、勧告、指導については違反のおそれがある行為に関する指導件数も含みますけれども、これを合わせて7,717件、あとは不間に付した382件を合わせまして8,099件ということで、これも過去一番大きな処理件数、新規着手件数となっております。

1枚おめくりいただきまして、勧告件数の推移でございます。勧告件数につきましては、やはり年によってばらつきがあるのが現状でございます。30年度は計7件ということでございまして、29年度の9件に比べて減りましたけれども、下の方の指導件数を見ていただきますと、指導件数の方が着実に伸びており、全体として処理は増えているのかなというふうに考えているところでございます。

5ページ目になりますて、措置件数、先ほど見ていただきましたものの内訳でございますけれども、製造業が42.1%でございます。卸売業、小売業が併せて21.7%。続きまして、情報通信業、運輸業、郵便業、学術研究、専門・技術サービス業と、このような順番になっております。

次の6ページ目でございますけれども、類型別の件数ということでございまして、これがまず実体規定違反というものと、手続規定違反としまして書面交付義務や書類保存義務に違反するものが、大体半々ぐらいということになっております。実体規定違反の内訳を見ていただきますと、支払遅延が多くございますけれども、近年買いたたきが増えてきておりまして、減額を上回るということで、支払遅延、買いたたき、減額の順番になっております。続いて、割引困難手形、利益提供要請、そういう順番になっているところでございます。

7ページ目でございます。原状回復額の推移でございます。これにつき

まして、30年度は6億7068万円にとどまりました。これは案件として大きなものがなかったというところでございまして、片方で原状回復を行った親事業者数、原状回復を受けた下請事業者数の推移を見てみますとほぼ横ばいという状況にございまして、本当に案件によるのかなというふうに思っております。

少し本文の方を見ていただきたいのですけれども、自発的申出件数というのがございます。15ページ目の（5）というところでございます。下請法違反を自発的に申し出た親事業者に関する事案ということでございまして、このような自発的に違反行為を申し出た場合については名前を公表しないということで扱っているものでございますけれども、これについて30年度は73件ということで、大体50件前後で推移しながらも少し上乗せしたような数字になっているところでございます。

以上、簡単ですけれども、下請法の運用状況でございます。

続きまして、企業間取引の公正化の取組ということで、未然防止の取組について御説明を差し上げたいと思います。

未然防止の取組でございますけれども、概要資料の9ページ目を御覧ください。下請取引適正化推進月間ということで、毎年11月を適正化推進月間というふうに定めておりまして、講習会を開催するなどしているところでございます。下請取引適正化推進講習会ということで、47都道府県62会場。これは中小企業庁と共同してやっておりますので分担しております、公正取引委員会主催分については26都道府県32会場ということで、毎年担当地域を中小企業庁に入れ替えてやっているところでございます。

キャンペーン標語としては、「見直そう 働き方と 適正価格」というものを使いましてキャンペーンを行ったところでございます。加えて、年末要請ということで下請法遵守の要請文書、親事業者21万名、あと関係事業者団体約1,000団体に対して下請法遵守の徹底について要請したところでございます。これが平成30年11月27日になります。

続きまして、10ページ目でございます。下請法等に係る講習会ということでございまして、先ほど申し上げました下請取引適正化推進講習会というもののほかに、基礎講習会、応用講習会、業種に特化した業種別講習会

というものがございます。基礎講習会については58回、応用講習会については12回、このうち3回はニーズに応じて卸・小売事業者向けということで実施しております。

業種別講習会につきましては、その前の年の実態調査を踏まえた講習会となっておりまして、一昨年、平成29年度においては荷主と物流事業者向けの書面調査というものと、大規模小売業者との取引に関する納入業者に対する実態調査を行いましたので、それぞれ合わせて10回、7回ということで、計17回の講習会を開催したところでございます。

下請法に係る相談でございますけれども、相談については9,112件という相談を受けております。これは本局と地方事務所を合わせてのものでございます。相談は、主に面談ではなくて電話でやることが多いわけですけれども、中小事業者3社が集まった場合には移動相談会というのも開催できるようになっておりまして、これは講師を派遣して、3社以上集めていただいた中小事業者の方に対して御説明差し上げるという機会ですが、これを27か所でやっているところでございます。

企業間取引の公正化への取組ということで、30年度は昨年に引き続きまして荷主と物流事業者との取引に関する書面調査というのを行わせていただきました。物流特殊指定に照らして問題となるおそれがあると認められた571名の荷主に対して、取引内容の検証・改善を求める文書を発送したというところでございます。

これは基本的に自認荷主ということで、調査票を送ったときに自分で問題がある行為を自ら回答しているということでございまして、それらの行為に対しては改善を求めており、その行為類型といたしましては支払遅延、減額、発注内容の変更という順番で多いということでございました。業種といたしましては、荷主としては製造業が非常に多く、半分近くになっております。そして、卸売業、建設業と続いてまいります。これは書面調査で実施しており、中身につきまして、基本的には荷主について調べて、荷主の取引先である物流事業者についても調べて、これを端緒情報として使っていくという性格のものでございます。

もう1件ございましたのは、警備業務の取引に関する実態調査というこ

とでございまして、これは官邸の要請を受けて、警備業において非常に問題のある取引が多いということで調べましたところ、建設業との取引が問題取引として多いということでございました。その中でいうと、不当な給付内容の変更ということで突然のキャンセルであるとか、あとは不当な経済上の利益提供要請ということで本来警備契約に含まれていない地域の警備を頼まれたとか、そうした問題が発生しているところでございます。

平成30年度は、実はこれ以外にもあと2本ございまして、金型に関する取引も調べているところでございます。

少し資料の方を見ていきますと、本文19ページになります。

これも官邸会議の意向でございまして、サプライチェーンにおいて、特に自動車産業、電気、電子産業ですけれども、金型の保管であるとか、その費用の負担の在り方、あとは金型を発注したときに、これは製造委託に当たる場合にはきちんとその金型の費用を払わなければいけないわけですけれども、払われ方等について実態調査を行っているところでございます。これは年度中に発表ができませんで、まだ取りまとめを行っておりますので、こちらの方には調査中ということで書かせていただいております。

1ページ戻っていただきまして、知財に関する調査というのも6の(1)ということで行っております。こちらの方は6月の中旬に発表いたしました。少し年度をまたぎましたのでこちらの年度の報告には入れておりませんけれども、知的財産権、ノウハウについて優越的地位の濫用行為に関する実態調査を行ったところでございます。計4つのテーマのうち年度中に着手した2つということで、こちらに挙げさせていただきました。

簡単ですけれども、私からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明について御質問、御意見があれば御発言いただきたいと思います。

○依田会員 どうもありがとうございました。うまく僕の質問や意見を伝えられるかどうか自信がないのであらかじめ少しお詫びしておきますが、説明していただいたように、大きな合併とか、あるいはカルテルとか、こうした事件

がある意味未然防止が功を奏して、だんだん減少傾向にある一方において、こうした下請に関する指導件数が年間500、1,000という形でずっと伸びてきており、今後そうした問題は大きな問題になっていくのかなと思います。公正取引委員会としてもここが大きな力を入れてやっていく部分になるのだろうなと想像しながら聞かせていただきました。

その中においてやはり伝統的なリアルなエコノミーにおける下請いじめであるとか、企業間取引問題がある一方で、この約7,700という件数の中にどれほど現在のオンラインボード等を中心としたデジタル・エコノミーに関わるようなある意味での下請いじめが入っているのかなとまず一つ簡単な疑問があります、もしそれがあれば今日教えていただければそれで結構ですし、今日でなくても構わないので、教えていただきたい。なぜかというとやはりこれから経済においてはリアルエコノミーはずっと重要であると思うけれども、次の議題にも関わりますが、だんだんとデジタル・エコノミーの方に関わっていくだろうし、もう既に公正取引委員会、あるいはいろいろな経済産業省の方にはデジタル・プラットフォーマーが出店者等に対してある種の一方的な押しつけ、あるいは規約の変更等を行っているという意見も相当申し上げていると思うし、ここの本文でいうところの、非常に細かい点ですが、28ページの2の公正取引委員会への意見・要望等というところで、デジタル・プラットフォーマーが優越的な地位を利用して不当な取引条件を取引先に要求してくるケースも考えられると書いてあります、これが一回でも顕在化して、こういうことは公正取引委員会にきちんと相談すればよいというところがデフォルトになると一気に件数がまた爆発的、指数関数的に増えていくと思うので、そういうことが非常に近い将来、今年、来年にも予想されますので、今までのデータをまとめるときもいわゆる伝統的なリアルエコノミーと昨今のデジタル・エコノミーにおける下請問題あるいは企業間取引問題というのを分けてデータとしても整理していくといいのかなと思っております。

次の議題なので、余りこれ以上言ってはいけないと思うんですけれども、そこで働く経済学的な力学で言うと以前の優越的な地位の濫用の問題とリアルなエコノミーにおける優越的な地位の濫用の経済学的なメカニズムと

このデジタル・エコノミーにおける下請いじめで働くメカニズムは違っていて、端的にはデジタル・プラットフォーマーが顧客の情報を持っていて、しかしそれが出店者、出品者には伝えてもらえないとか、そうしたデータの取扱いの共有度合い、こうした形の方に移ってきてているし、あと次のデジタル・プラットフォーマーにもあるけれども、行動経済学の限定合理性とか、両面市場のネットワーク効果とか、リアルエコノミーでは余り問題にならなかったメカニズムがデジタル・エコノミーの方では問題になるので、ある意味余りそれをリアルとデジタルの方を同じ用語、具体的に言うと優越的な地位の濫用とか、こうした言葉で一括りに括ってしまうことが少し問題を分かりにくくするのではないかという危惧も持っていますので、今後正にこういう問題は更に、今年特に大きく公正取引委員会も力を入れて分析されているところでもありますので、来年以降このところをどのような見せ方をしていけばよいのかなと検討されるといいのかなと思いました。

すみません、長くなりました。

○伊藤会長 御意見と御質問とあったので、質問の部分についてお願ひします。

○平塚企業取引課長 ありがとうございます。下請法の建て付けが今、製造委託であるとか、ITに関わる部分も情報成果物作成委託だとか、あと役務提供委託ということで非常に限定的になっております。そういう意味で、例えばeコマース市場における取引関係みたいなものを下請法の射程ととらえるかというと少し難しいところがあるのかなと思います。それは優越的地位の濫用規制で対応せざるを得ないですけれども、これは後ほど藤井課長の方から御説明もあるかと思いますけれども、そういう問題に対してどのように臨んでいくといいのか。情報開示の在り方も含めてしていくというのは、今後の課題だと思っております。

そうしたことを前提としたしまして私たちの方でもしっかりと未然防止という意味で、特に優越的地位の濫用規制の射程と捉えられるものについてはしっかりと啓発、普及をしていくつもりでございます。ありがとうございます。

○伊藤会長 質問にあった件数についてはいかがですか。

○平塚企業取引課長 それは今、申し上げたとおり数字としては下請法の範疇に入ってこないものですから、数としてはむしろないということが前提になります。

○菅久経済取引局長 すみません、失礼します。この後にデジタル・プラットフォーマーの取組を説明いたしますのでその中に出てまいりますが、先生が御指摘のようなデジタル・プラットフォーマーと利用業者、需要者との関係での優越的地位の濫用というのは十分念頭に置いていまして、1月から公正取引委員会はデジタル・プラットフォーマーを対象にした実態調査、特にオンラインモールとアリストアを中心に行っております。4月には中間報告も出しましたけれども、まだヒアリングなどを続けて調査しているところですが、そこでは競合事業者の排除とかいう問題に加えて、その利用事業者へ不当な不利益を与えていないかというところも念頭に置いて調査しておりますので、その結果が出ればその中でより詳細に報告できるということになるかと思っております。この後また説明させていただきます。

○依田会員 つまりまだそういった調査というのはこここのところの数字には入ってきてないということですね。ありがとうございます。

○伊藤会長 ほかにどなたか質問はございますか。

○細田会員 先ほどと同じような話になりますが、36万件への調査で指導件数が過去最高の約7,700件に上っております。数が増えてきているのがよいことかどうかはなかなか難しい判断だと思いますけれども精力的に取り組んでいただいた結果なのだろうなと思っております。

今後、事業所向けの講習会とか相談会等の開催が増えていくと、仕事を依頼する側だけでなく、仕事を請け負う側も知識を得られるようになりますので今までの取引で習慣的にやっていたことが、実は優越的地位の濫用に該当するのではないか、と判断した方から声が挙がってくると思います。是非そうした声を取り上げていただきたいと思いますし、取引の公正化とか、利益保護に取り組んでいただきたいと思います。

私の自分の会社では、受注する側、発注する側、両方の立場にありますので、こうした勉強は非常に大事だと考えています。

特に、長く取引をしているところでは、知らないうちに違反行為をして

しまっているケースがあると思いますので、どのような行為が下請法違反に当たるのか等、更なる啓発活動をお願いします。

○平塚企業取引課長 ありがとうございます。その意味では、下請法の調査件数を増やしましたというところでいうと、毎年送られる人に加えてそれ以外の裾野が広く、そうした部分の啓発的な効果というのはあるのかなと思っています。

同じように説明会もこれまで親事業者の方に熱心に聞いていただくケースが割と多いのですけれども、中小事業者側の方は移動相談会という形で、被害を受けている方にもしっかり回るような仕組みでございまして、この中にもまだ入れてないのですが、例えば地域を回って、いろいろな説明を受けていくようなことも始めようと思っておりまして、そういうことも議論をしているところでございます。

よろず相談会と申しておりますけれども、中部事務所の方が北陸地方で声を聞いて回るような、こうした取組も行っておりますので、こうした動きも広げていきたいと思っております。以上です。

○細田会員 全国各地の商工会議所や商工会は地元と密着しており、日ごろから経営者の声を聞くなど、中小企業の実態を肌で感じている団体がたくさんありますので、こうした団体等からのヒアリングも是非お願いしたいなと思います。

○平塚企業取引課長 ありがとうございます。全くそのとおりだと思います。

まず、商工会議所につきましては、商工会議所のネットワークというのを使ってやっているところでございます。資料の方ですけれども、本文の17ページを御覧ください。独占禁止法相談ネットワーク、商工会議所と商工会の協力の下、独占禁止法相談ネットワークということを運営しております、相談窓口を設けて相談を受け付けております。ここで、経営指導員の方の研修会等に対して講師派遣を行ってしっかりとやっているところでございまして、こういった活動を根付かせていきたいと考えております。

○伊藤会長 ほかにどなたか質問のある方はいらっしゃいますか。

○及川会員 中小企業からしますと、10ページにありますように相談業務というのが大変有り難いと思っています。近年、特に企業間取引について、大変力を

入れていただいておりますことを本当に肌に感じています。その上で、下請法等に係る相談の相談件数が9,112件とありますけれども、働き方改革ですとか、共同で研究開発をしたときの知財の問題ですとか、これから10月の消費税とかいろいろありますけれども、どんな内容の相談が多いのかというのを9,112件のうち、こんなテーマが出ているみたいなことが分かればお教えいただければ有り難いと思います。

○平塚企業取引課長 中身の方は分析できていないですけれども、今のようなお話、働き方改革も相談とは直接関係ないですけれども、働き方改革に関して事例を入れてございます。24ページから25ページを御覧ください。

働き方改革に関する下請法違反実例ということで、これは相談というよりは実際に指導した事例の中から拾っているものでございますけれども、こうした事例を集めたりとか、厚生労働省とも連携いたしまして、労基法違反をした事業者が同時に下請法に違反する扱いを親事業者から受けているようなケースもございますので、そうした情報を頂いたりとかしながら、政府内で連携しながら行っていきたいと思っております。

知財の件は別途、先ほど申し上げましたように調査も行いまして、共同研究の成果を持っていかれるという話も公表しておりますので、それもまた事例のような形で普及していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○及川会員 ありがとうございました。

○伊藤会長 よろしいですか。

それでは、4番目の議題の方に移りたいと思います。

次の議題は、デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会等についてです。こちらにつきましては藤井経済取引局総務課長から御説明をお願いしたいと思います。

○藤井経済取引局総務課長 経済取引局総務課の藤井でございます。よろしくお願ひします。

お手元に独禁懇213-4の1から4まで資料がございますので、これに沿って御説明させていただきます。

今日の資料にはないですけれども、この独占禁止懇話会で過去2回にも

この関係のテーマについてお話をさせていただいているけれども、もともとは昨年6月の未来投資戦略2018というものがございまして、プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備のために本年中、これは昨年ですけれども、昨年に基本原則を定め、これに沿った具体的措置を早急に進めるといったことが閣議決定されておりました。それに沿って昨年は経済産業省と公正取引委員会、総務省で有識者検討会を立ち上げまして議論をして、中間論点整理をしていただき、その基本原則を3省庁で策定する。過去2回の独占禁止懇話会ではその中間論点整理について昨年の12月に報告させていただきまして、今年4月には基本原則やその後調査に着手したというところまでお話をさせていただいたところでございます。本日はその後の動きについて御紹介させていただきます。

まず、独禁懇の213-4-1ということですけれども、こちらについては本年1月から実態調査を開始しております、その実態調査の中間報告を4月にさせていただいております。この中間報告では、オンラインモールを利用する事業者に対するアンケート結果、それからアピリストアを利用する事業者に対するアンケート結果といったものをまず整理しております、お手元の資料の最初のページですけれども、オンラインモールの場合ですと、規約の変更について一方的な変更であるとか、それから不利益な内容があったというような回答が多かったということでございます。

それから、出店・出品の審査に関しては、出店・出品の不承認が行われた場合のその理由についての説明がなかったという回答が多いとか、それから、説明があってもその説明に納得できなかったという回答が多かったということでございます。

それ以外に販売価格や品揃えについての要請を受けたといったような回答が一定程度存在するという状況でございました。アピリストアについても大雑把にいうと同様の傾向があるということでございまして、これが中間的なアンケート結果をまとめたことということでございますが、公正取引委員会としてはその下のところにございますように、プラットフォーマー側の言い分というのも聞く必要がありますので、そういうしたものも含めて、それから利用事業者の方にもアンケートだけではなくて、ヒアリングを

行うといったようなことで更なる実態の把握を行っているところでございます。今後、独占禁止法上、競争政策上の考え方を整理してまいりたいということでございますけれども、ポイントは4つございまして、まず1つ目はプラットフォームを利用せざるを得ない利用事業者に対して不当な不利益を与えていないかということでございます。これは優越的地位の濫用という観点になろうかと思います。

それから、2つ目のところは、プラットフォーマー自身がそのプラットフォームの上で自分もプレーヤーになっている場合がある、そういう意味では利用事業者と競争関係にあるといった場合に、その競争者である利用事業者を不当に排除していないかという論点でございます。

それから、3つ目は、その他不当な拘束をしていないかということで、例えば最惠国待遇みたいなことが場合によっては該当するのではないかということでございます。

それから、4つ目は、独禁法違反かということではなく、どちらかというと後から出てくる透明性、公正性のルールに関連するのですけれども、そういったルールを作る上でヒントになるようなものが示せないかということでございます。

それから、この中間報告では消費者に対するアンケート結果というものもまとめておりまして、その結果ではプラットフォーマーによる個人情報や利用データの収集、利用、管理についてある程度懸念を有する消費者が多いといったような結果が出ておりまして、これに関連して消費者取引について優越的地位の濫用がどのような場合に適用できるのかという検討を行っていくということを書いております。以上が、1の資料でございます。

次は213-4-2という資料でございますが、昨年まとめた基本原則の中で、プラットフォーマーと利用事業者の取引環境の透明性、公正性確保に向けたルール、取引条件が透明化した方が独占禁止法違反みたいなことが起こりにくいということで、そういったときに独占禁止法以外のルールも必要ではないかということで検討したということでございます。

基本的な視点として書いてあるところですけれども、最初のポツで書いてありますように、まず自由競争やイノベーションによって実現された地

位、市場において有力な事業者になるということですけれども、これ自体が問題ということではないということで、ただそういった地位を利用して公正な競争を歪めるような行動が行われればそれは問題であるということでございます。

それに対する対応としては、基本的には独占禁止法による事業規制というのがよいだろうということですけれども、それだけでは必ずしも十分ではないということで、独占禁止法を補完するような透明性、公正性促進のための規律、事前に守るべきルールみたいなものも考える必要があるのでないかと思っております。ただ、基本的な視点の2つ目のところに書いてありますように、これが過剰規制になるのもよろしくないということで、ここに書いていますように、包括的で介入的な規制、硬直的な規制によって未知のイノベーションを阻害し、利用者の便益を低下させることは避ける必要がある、バランスのとれたルール整備が必要であるといった考え方が示されています。

そういった観点からどのようなルールかということをまとめているのが一番下の部分ですけれども、独占禁止法の補完規律としてまず①、②、③、こういった視点から一定の開示・明示義務を検討するのがよいのではないか、独占禁止法違反の未然防止に役立つような規律、利用者の合理的選択を促すための規律、それから、利用者のスイッチング・コストを下げるための規律といったようなもの、こういった観点からどういう規律が必要か設計することを考えております。

その際に次のポツにありますように、自主規制、法規制、共同規制といったような形が考えられるわけですけれども、自主規制ですと場合によっては緩過ぎるのではないか。法規制で逆に過剰規制になってしまってどうなのか等を考えると、間の共同規制みたいな考え方というのもあるのではないかという、そういった選択肢があり得るということを書いてございます。

以上が213-4-2の資料でございまして、こういったルールについてのますオプションまでをまとめたということでございます。

次に213-4-3の資料でございますが、これも基本原則の中でデータの移転・開放というのが円滑に進むと競争環境の整備にもつながるということ

で、そういったことから検討したということでございます。

まず、データの移転・開放といっていろいろな方法がありますということで上に3つ書いてございますけれども、データを開示する、ダウンロードできるようにするというのが1つの方法です。それから、データの移転といっても現実的には複製してほかの事業者にも渡せるようにするといったような方法が考えられます。

それから、もう1つはAPI開放といったことで、事業者Aが持っているデータについて利用者の指示に基づいて事業者Bがアクセスできるようにするといったような形が考えられるということでございまして、下の論点、方向性ということでございますけれども、1の(1)のところで、こういった手法についてはどれでなければいけないということではなくて、そのデータによってどのような方法が便利なのかということも含めて、いずれかの方法によって利用できればよいのではないかということを書いてございます。

それから、(2)のところで、データ移転・開放の対象や取扱条件の明確化や利用者が簡易に指示できる操作性があった方がいいのではないか、それから、(3)のところですけれども、データを移転するにしても、データの相互運用性というのも確保する必要があるのではないか、(4)ではこういったルールを作る際に、イノベーションやサービス向上のための投資インセンティブを阻害しないということを書いております。過剰な規制にならないような観点も必要ではないかということでございます。

2が、データ移転・開放での対象ですけれども、まず開放する側、プラットフォーマー側については、余り広くなり過ぎない方がいいのではないかということで、利用者のロックインの程度や市場の状況を踏まえてある程度限定するのがいいのではないか、(2)ですけれども、一方で、そのデータの移転・開放を求めることができる利用者については、これは幅広い方がいいであろうということを書いております。

3の(1)は先ほどと同じで、法規制、自主規制、共同規制などが考えられ、バランスのとれた規制というのがよいのではないかということでございます。

今、2つ申し上げましたけれども、これらのオプションをまとめたということで、これは先ほど申しました3省庁の有識者検討会で最終的にワーキングを行ったものが上がってきて、3省庁検討会で取りまとめたという形になっておりますけれども、今後、更に政府において検討していくということになっております。

それに関連して、先週金曜日に成長戦略が閣議決定されましたので、関連部分を紹介させていただきたいと思います。

お手元の資料の213-4-4で成長戦略がございますが、これを3枚ほどめくっていただきますと、6ページから、2の成長戦略フォローアップと書かれているところがございますが、デジタル市場のルール整備ということでございまして、黄色いマーカーを付しておりますけれども、基本的な考え方としては、デジタル・プラットフォーム企業を巡る取引環境の整備について、早急にその立ち位置を示すデジタル市場のルール整備を図るということでございまして、具体的には、まず①でございますが、デジタル市場競争本部（仮称）を早期に創設するということでございます。

下の方に、所掌事務としては、デジタル市場における競争状況の評価とか、様々な課題に関する調査・提言をするとか、デジタル市場の活性化に向けた提言、国際的枠組みにおけるルールづくりへの参画といったようなものが挙げられております。その専門組織には、法学、経済学、情報工学などの専門家を集めるとともに、事務局については、公正取引委員会や経産省、総務省などの関連する行政官庁から構成するといったようなことが記載されております。

それから、次の7ページでございますが、7ページは、一番上ですけれども、これは今までの御説明には入っておりませんけれども、デジタル市場における企業買収、合併とかそういうものについて、デジタル市場ならではの考慮要素を踏まえた企業結合審査について、考え方を整理する必要があるのではないかということが書かれております。そういう観点から、審査基準を2019年中に改正するというのが1つ目でございます。

それから、もう1つは、そのために売上げを基準とした届出基準が、今の届出基準ですけれども、これで足りるのかどうかということについて、

2019年度内に検討するといったような論点が挙げられております。

それから、次のところは、先ほど紹介しました透明性・公正性ルールの関係でございますけれども、透明性・公正性確保のために必要な法案、ここにはデジタル・プラットフォーマー取引透明化法（仮称）と書いてありますけれども、こういったものの提出を図るとされております。

その次のところですけれども、このルールについては、イノベーションの阻害にならないようにということも書いてありますし、例えばcomply or explainといったような方法も考えられると思っております。

具体的に何をルール化していくのかというところについては、その次のパラグラフに書いてございますけれども、契約条件や取引拒絶事由の明確化・開示とか、ランキングの明示とか、そういった最惠国条項を求める際の開示とか、そういうことを入れるということが考えられるのではないかということでございます。

それから、その次が今日の3番目で御紹介した話ですけれども、データポータビリティとかAPI開放といった課題の整理を、2019年度中に行うということでございます。

それから、その下が、先ほど最初の中間報告の最後に申しましたけれども、現行の独占禁止法の優越的地位の濫用規制を、デジタル・プラットフォーム企業による対消費者取引に適用する際の考え方の整理を2019年夏までに行い、執行可能な体制を整備するといったようなことが盛り込まれております。

最後に、これらの取組をするために、公正取引委員会の体制の整備・強化などを図っていくということが書かれております。

それから、今の話とは直接関係ないのですが、先ほど企業結合の話の際に少し御質問もありましたので、紹介させていただきますと、8ページ、9ページのところでございますが、この成長戦略の中では、現行バスについての検討結果というのも入っておりまして、バスについては、8ページの黄色くなっているところですけれども、その3行目からですが、具体的な運賃・料金、運行回数、路線等を事業者間で協議することは独占禁止法に抵触するおそれがあり、計画の策定・実施に障害があるとの指摘もあ

ったと書いてあります。こうした協議会の枠組みに基づいて、乗合バス事業者の路線、運行間隔、運賃等についての共同経営等は、独占禁止法の適用除外として、事業者、地域にとって明確な枠組みを整備する必要があると思われます。これは、こういった協議会に基づいて、ある意味しっかりととした手続がとられていたものについては、適用除外にするということでよいのではないかという結論が出たということでございます。

それから、9ページの方でございますけれども、今度は銀行の関係でございますけれども、業績悪化により銀行が業務改善を求められており、この状態が継続すれば、当該地域における円滑な金融仲介に支障を及ぼすおそれがある場合に限定して、早期の業務改善のために、マーケットシェアが高くなっても、特例的に経営統合が認められようとするというのが、政府としての結論でございまして、一番下の方にありますけれども、こういった特例については、地域における基盤的サービスの提供を担っており、経営統合や共同経営による経営力強化の効果が大きいことが見込まれ、さらに、主務官庁がその後の行動を監視・監督できる分野ということで、この銀行、バスに限定し、この施策については10年間の时限措置とするということで、来年の通常国会に特例法の法案提出を図るというのが、政府としての結論となつたということでございます。

余談ですが、説明は以上でございます。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、どうぞ御自由に御質問でも御意見でも。

○村上会員 私は1点だけ教えてもらいたいというだけです。

優越的地位の濫用というのを、適用なり執行を図ると書かれていて、中には排除措置命令による執行も行えるべきだというふうに書いてあります。ただ、私は、議題の1つ目の審査の事件の推移から見ても、多少はその点は公正取引委員会に同情的なのであって、今の課徴金制度を前提とすると、とてもそう簡単に排除措置を命じて課徴金を取る、法的措置を採れるかといったら、なかなか難しかろうという話です。

議論している最中に、そうした意味で、当然、確かに優越的地位の濫用を効率的に執行しよう、法的措置を採ろうと思った場合には、結局、私は

課徴金制度を全面的に見直して、その措置内容をもっと制裁金を自由に使えるような形にしなければ、おそらく、適用とか法的措置を探るといつても、うまくいかないだろうと思います。私が情報として知りたいのは、そもそもその辺りの議論は、なされてきたのかなされてきてないのかという、質問事項になります。

○伊藤会長 お願いします。

○藤井経済取引局総務課長 現時点で行っている作業というのは、飽くまでも現行法を前提として、どのような場合に適用できるか、どのように認定していくか、そういうことを検討しております。もちろん、先生がおっしゃるような考え方もあるとは思うのですが、現時点では飽くまでも現行法を前提にどこまでできるのかということでやっております。

○伊藤会長 では、どうぞ。

○依田会員 僕も今、先生がおっしゃった点に非常に関わってくることなので、続けて関連して、質問というよりも意見なのか、僕もよく分からぬのですが伺いたいと思います。

僕自身が非常に自己反省する部分でもあるのですが、数年前、例えば公正取引委員会の担当者と議論したときに、やはりこれは優越的地位の濫用が使えるのではないかとか、そのようなことを言った記憶があるんですけども、今は多少考え方を変えていて、ここにも報告書があるんですけども、優越的地位の濫用は、不公正な取引方法という、一つの枠組みの中の、しかもその一類型にすぎなくて、どちらかかというと、先ほども議論にあったように、下請とか企業間の取引とか、正にオールドエコノミーを前提にした概念であって、やはり僕なりにこの3年なり考えてきた中で、こうした古い考え方、非常に新しいデジタル・エコノミーのプラットフォーマーのビジネスモデルや、そこで起こっているデータの問題であるとか、シェアリングの問題とか、そういう問題を押し込んでしまうときに、取りあえず2019年夏という时限を決めてしまい、そこで古い考え方、今、藤井課長も言った古い考え方当てはめるならばという前提の下で行ってしまって、逆に公正取引委員会の将来の本当に新しい現実に対して全く新しい観点から問題に直面しなくてはならないときに、少し考え方や規制の

対処法等が縛られてしまわないのかなというところが非常に心配ではあって、2019年夏までに例えば優越的地位の濫用の適用を検討するのはよいけれど、短期的な考え方、現行法に基づく考え方と現行法ではないような新しいガイドラインなり、新しい法律、一般法のところに盛り込むような長いタイムスパンで問題を考えないと、こうした問題はどんどん膨らんでいくって、大変なことになるのではないかという気もします。少ししつこくなつて申し訳ないけれども、オールドエコノミーの優越的地位の濫用で起こりそうな枠組みと、今、こうした新しいデジタル・エコノミーで、両面市場とか行動経済学とか、使っている経済学の枠組みが全く違うので、正直いうと、僕もまだそういうものを、両面市場がいろんなケースがあって、シングルフォーム、マルチフォーム、それに消費者側が限定合理的だ、完全合理的だ、そうしたいろいろな組合せが入ったときに、どのような競争的な規制や注視が必要になるかもしれませんし、僕も全然分からぬ状態なので、こうした状況において、この優越的地位の濫用という言葉、しかも、どちらかというとやや日本の独自慣習、独自のこの考え方当てはめてしまうと問題かもしれない、短期と中長期、二つ分けて展開した方がいいのではないかと、個人的には思っています。

○藤井経済取引局総務課長 今、先生から短期と中長期というお話をありましたけれども、正にこの成長戦略で決まっているのは、短期の話なのかなとは思っております。

また、優越的地位の濫用という規定自体は、その適用の仕方が法律でガチガチに固まっているわけではなくて、取引関係にあって、一方が若干無茶なことを言っても、相手がのまざるを得ないという、こうした考え方で基本的に見ていますので、それが従来型の典型的な、例えば納入業者がとか、そういう場合と、確かに見るところは違ってくると思うのですが、逆に言えば、そこはそれぞれの事案に応じて見るべきところを見るということで、ある程度対応できるのかなというふうには思っております。

今回、政府全体としての取組の中では、そういった独占禁止法の事業規制というのはしっかりやっていきましょうという一方で、プラットフォーマーは強くなりやすいので、やはりどうしてもその地位を濫用しかねない

のではないかという懸念もあり、プラットフォーマーが守るべきルールというのを定めて、それによって競争環境の整備というところを若干補完できると思っております。そちらの方の検討というのもありますので、そういったところでトータルで見ていくということになるのかなというふうに思います。

○伊藤会長 ほかにございますか。では、どうぞ。

○鬼頭会員 ありがとうございました。

本日御説明いただきました2つのオプションは、いずれも適切な方向性をお示しいただいていると思うのですけれども、そのうちで、データのポータビリティに関するオプションの方ですが、少し私がこの射程を見誤っていたら御勘弁いただきたいのですけども、このポータビリティの確保については、G A F Aに限らず、事業の維持や発展のためにデータを収集・管理・整備している事業体というのは非常に多くて、これに相応のコストが掛かっているケースも少なくないと思います。

このオプションの資料の中でも、ポータビリティの具体方策については、投資インセンティブへの影響を留意する旨をお示しいただいていますけども、仮にデータの移転・開放に過大な負担が事業者に掛かることになりますと、サービスの改善に支障をきたす、あるいは、将来のプラットフォーマー候補の成長が抑えられる事態も考えられると思っています。したがいまして、そのポータビリティ義務を負う対象やポータビリティに関して求める内容は、ここでも先ほど御説明いただきましたけれども、是非慎重に御議論をいただきたいという意見であります。

関連質問ですけども、このポータビリティ確保の対象は、デジタル・プラットフォーマー以外のオンラインサービスあるいはビジネスに拡張して適用・拡大、そういうことを御検討になるのか、現時点での御認識を少し伺えればと思います。よろしくお願ひします。

○藤井経済取引局総務課長 おっしゃるように、データを持っているのは、実はデジタル・プラットフォーマーに限らないということですので、本当はそういった意味では、プラットフォーマーとして限定して検討するべきではないというか、そういうものではないのかもしれません。

一方で、この専門組織、新しく今後できる専門組織では、主にデジタル市場ということを中心に検討していくことになりますので、その中でまず考え方を整理していくということですが、一方で、このデータの話というのは、結構データの種類によって対応はいろいろ異なってくる可能性があるので、その個別の業種ごとに、例えば金融だったり医療だったりということで、そのときに、金融といったときに、プラットフォーマーなのか、プラットフォーマーではない企業も含まれるのかというのは、いろいろその都度結論は変わってくるのだろうと思います。最初にお話がありましたように、過剰な規制にならないようにということで、どの場合にも検討する必要があるということは、いうまでもないことだと思います。

○由布会員 少し重複するかもしれません、やはりデータポータビリティの点について少し、質問というよりはお願いに近いのですけれどもよろしいでしょうか。

今、私も同じ疑問を持ちまして、データの移転というのは何もプラットフォーマーだけの問題ではなくて、本当に個人の方あるいは企業の日々の活動の中で頻繁に行われているものになってきています。その中で、本当に時空を超えて国際的に刻々と動いています。その海外でのデータ移転規制というのが非常に複雑怪奇な状況になっておりまして、EUのGDPRというのは非常に有名ですけれども、実はEUの加盟国28か国、それぞれの国がまた個別のデータポータビリティの規制を持っていました。それから、中国でまた非常に視点の違う規制が出てきています。あるいは、アメリカのカリフォルニア州でも、独自の規制が実施される可能性があるそうです。そのような中で、本当に手探り状態で、とりわけ企業の方、これはプラットフォーマーであるとないとにかかわらず、非常に頭を悩まされている問題でもございます。

ですので、このオプションの中で3(2)の、セーフガードの在り方等については、国際合意等にも留意と書いてあるのですが、もちろん国内規制が優先され、短期的に来年決めましょうということになると、非常に時間が限られているのだろうと思いますけれども、やはりどこかで国際的な内容の整合性みたいなものも片隅に置きながら御検討いただけすると、使う

方として楽かなという気がいたしますので、よろしくお願ひいたします。

○レイク会員 実は、私も正に関連する質問なので、同時に聞いていただいて、お答えいただければと思います。

まず、初めに、ルール整備の方向性とオプション等について、このような形で非常に透明性が確保された形で、法制の今後の方向性や独占禁止法の考え方、補完、規律等について議論していることについて、まず最初に大変すばらしいと思いますし、それは国際社会も歓迎していると思います。その意味でお聞きしたい点が2点あります。

成長戦略実行計画、添付されている独禁懇213-4-4の中に、今、先生の御質問にもあったことですけども、G7、G20等の国際的枠組みにおけるデジタル市場の競争評価に関するルールづくりへの参画という言及がございまして、6ページにも同じことが書いてございます。

そういう中で、1点目の質問は、特に今年は日本がG20のいろいろなアジェンダセッティングができる状況でもありますし、協力的なのか、そうではないのかといった各国の競争当局の協力・連携の状況はいかがでしょうか。

また、2点目といたしましては、それらのヨーロッパ、米国に本社、持株会社がある企業が日本にもたくさんございます。そういった日本での外国企業の組織として、在日米国商工会議所や欧洲ビジネス協議会がありますけれども、それらの組織としてこの政府としての取組、公正取引委員会の取組にお手伝いできることがあったら、是非教えていただきたいというのが2点目です。

○藤井経済取引局総務課長 まず、国際的な議論の状況ということですけれども、これについては、正直まだこれからということかと思います。というのは、こういった閣議決定自体が先週の金曜日に出たばかりということもございますし、ただ、このG20に関しては、少し話はそれますけれども、安倍総理が1月ぐらいにダボス会議で発言されたData Free Flow with Trustといったようなことについて議論をしていると思いますので、そういった関連するような論点に関しては、既に議論が始まっているということかなと思います。

それから、2点目については、今、具体的にすぐ思いつかないのですが、いろいろと検討する際にステークホルダーの方、事業者団体も含めて、幅広く御意見を頂戴しながら検討していくことになろうかと思います。

○レイク会員 米国競争当局もプラットフォーマー企業に関する規制について様々な発信をしていますし、それらの企業が米国政府や米国議会と政策論争を行っている状況だと思います。国際的な議論の場においては、日本に存在するプラットフォーマー企業はもとより、データをポータビリティとして使っている企業に向けて、在日米国商工会議所などの日本にある外国企業の組織がお手伝いできるのではないかと推測していますので、躊躇せずに、是非ご連絡いただければと思います。

○伊藤会長 ほかにございますか。では、新井さんお願ひします。

○新井会員 今回、サービス利用者に向けてのアンケート調査、また引き続き検討していただけるということは、とてもうれしく思っております。消費者の観点から質問と意見の方を述べさせていただきたいと思います。

まず初めに、デジタル・プラットフォーマーの存在は、消費者の利便性を大きく向上させる一方で、消費者被害が発生しているのではないかと思っております。被害状況について情報をお持ちでしたら、是非教えていただきたいと思います。

また、内閣府のホームページで見つけましたオンライン・プラットフォームにおける取引の在り方に関する専門調査会のアンケートデータによると、デジタル・プラットフォーマーを利用した消費者の3割がトラブルを経験しております。その中には、サイト運営者に責任がないと言われて、解決に至らなかったという消費者もおります。デジタル・プラットフォーマーにも一定の責任があるのではないでしょうか。

先ほどの御説明の中に、デジタル・プラットフォーム企業への対応として、成長戦略フォローアップの中でも関係各省庁と連携をされることが明記されていましたけれども、消費者としては、内閣府の外局でもあります消費者庁を是非加えていただき、政府全体として事業者、消費者を含めたルール整備に取り組んでいただき、透き間のないようにしていただきたいと考えております。

併せて、消費者が懸念している個人情報利用データの収集・管理等を含めて、デジタル・プラットフォーマーに関わる問題と今後整理されるであろうルールについて、消費者に広く周知していただきたいと思っています。デジタル・プラットフォーマーが消費者に対して必要な情報を適切に開示し、問題が起こった際には真摯に向き合うことで、消費者との信頼関係を得ることができるのでないかと思っております。そうすることで、デジタル・プラットフォーマーを取り巻く市場が公正かつ健全に成長できるのではないかというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○藤井経済取引局総務課長 すみません。なかなか具体的にお答えできないかもしれませんのが話させていただきます。

まず、消費者被害が具体的にあるのかというところですが、公正取引委員会の方で4月に発表した中間報告というのは、消費者がどういうふうに感じているかと、どういう懸念を持っているかということのアンケートですので、正直申しまして、これだけで被害があるとまではなかなか言えないです。もちろん、ないと言い切れるわけでもないということで、それは先ほどもありました、消費者取引における優越的地位の考え方について詰めていくとともに、実際に個別の案件として出てくるかどうかというところになるのかなというふうに思っております。

あと、プラットフォーマーの責任という、場を貸しているだけだから、知らないよでよいのかということだと思いますけれども、ここは恐らくプラットフォーマーの対応によっても考え方方が違ってくるのかなとは思いまして、公正取引委員会の立場から一般論として申し上げにくいのですが、個別の問題ごとに、これはプラットフォーマーにも責任あるのではないかというようなことが争われて、考え方が整理されていくという話になるのかなと思います。なかなか訴訟を起こすのも難しいというところもあるのかもしれないということかと思います。

あと、私の記憶では、専門組織には消費者庁も参画するというふうに聞いております。

それから、消費者への周知ということでございますけれども、公正取引

委員会としても心掛けてまいりたいということで、これまで年にたしか2回ぐらいのペースで、消費者団体との意見交換会を開催し、公正取引委員会の取組について紹介させていただきつつ、御意見を頂戴するといったようなことを行っておりますので、これは今後とも行っていきたいと思います。

○新井会員 ありがとうございます。

○伊藤会長 はい、どうぞ。

○依田会員 僕は、今の意見は大変重要で、このグローバル・プラットフォーマーの圧倒的なドミナント性はどこから来るかというと、消費者側から出店者へのネットワーク効果にあって、消費者からその独占力が由来しているので、やはり消費者が非常にこの競争政策を考える上では重要なプレーヤーであって、公正取引委員会がいろいろな対G A F Aの規制を進める上で、日本国における消費者というのをしっかりと味方につけないと、できることもできないと思うので、やはり消費者を味方に付けて非常に、少しやりにくいうところではあると思うのですが、消費者庁、公正取引委員会では是非この問題をうまく考えてもらえるといいと思います。

○伊藤会長 ほかによろしいですか。

○有田会員 先ほど、由布会員がカリフォルニアのことをおっしゃったと思うのですが、カリフォルニア州は他の分野でも独自でいろいろな法律を作っています。そこについては何も触れられなかつたので、そこは何も把握されてないのでしょうか。そこをお聞ききしたいと思っています。

○藤井経済取引局総務課長 カリフォルニアの取組について、具体的には承知しておりませんけれども、G D P Rに近い、アメリカの連邦法と比べると、かなりプラットフォーマーからすると厳しい規制ということになるようなものを、検討しているということだと思います。そういうことで、いろいろなところで立法とかルールづくりというのが行われる中で、日本政府の基本原則の中では、国際的なルールのハーモナイゼーションというのも必要だということも書いておりますので、そういった視点も重視しながら取り組んでいく必要があるというふうに思っております。

○伊藤会長 よろしいでしょうか。

それでは、時間がもう押しておりますので、そろそろ議論を終わりにしたいと思います。

最後に、杉本委員長から御発言をお願いします。

○杉本委員長 本日はどうもありがとうございました。4つの議題につきまして、貴重な御意見を頂きまして、非常に感謝申し上げたいと思っております。

少しお時間頂きまして、私から今日の議論にも関連しまして、3点ほど簡単に申し上げたいと思っております。

第1点は、課徴金の見直しを内容とする独占禁止法の改正法案が、この6月19日、先週でございますが、国会を通って可決成立いたしました。この法案は、事業者の協力度合いに応じて課徴金を減額するよう、課徴金減免制度を拡充しまして、違反行為の実態に応じたより適切な課徴金を課すことができるよう、課徴金の算定方法を見直すものでございます。

この法律におきましては、事業者の公正取引委員会による調査に協力するインセンティブを高める、いわゆる減免制度を拡充することによってそうしようという意図でございまして、事業者と公正取引委員会が単に対立した関係ではなく、協力して独占禁止法違反行為を排除することを後押しするものになるのではないかと考えていることでございます。

事業者がコンプライアンス体制の整備を図ることを促すことなどにも資するものと考えておりますので、このことにより、事業者が自ら実態解明を行い、そこで判明した事実を公正取引委員会に報告するインセンティブが高まって、こうした形で事件実態の解明がより一層進むということを期待しておりますし、こうした方向で私どもも改正法を運用していく必要があるのだと考えておるところでございます。

2点目は、議論がございました企業結合、銀行・バスに関する独禁法の適用除外とするような特例法を設けるということが閣議決定された件でございます。

公正取引委員会といましても、人口減少等によりまして、特に地方において需要減が進む中、地域における基幹的なサービスの維持の必要性というのは十分理解しております。しかし、競争が持続する場合において、独占禁止法は利用者の選択肢が制限されることになる経営統合を禁止して

おりまして、これは経営統合が行われると、サービスを利用する消費者や中小企業の利益が損なわれるということが非常に大きいわけでございますが、それに加えまして、企業というものは、やはり消費者のニーズに応えるというインセンティブを持って仕事をすることにより、市場が拡大し、企業自体の価値の増加にもつながるものだと思っておりますので、こうしたインセンティブが薄れることによって、いわゆるサービス水準が落ちて、経済が停滞することにもつながるということを懸念しているわけでございます。

私どもとしても、経営統合なしにインフラの維持が困難な場合には、競争持続が困難な場合でございますから、こうした経営統合を否定するものではありません。ただ、こうした企業結合ルールというのは、いわば国際標準によりまして、海外の事業者に対しても徹底させることが必要な中で、我が国において法律により独占禁止法の例外を設けることについては、国際的に理解を得られるか、我が国の市場に対する信任が薄れるのではないかということで、慎重な判断が必要だとも考えられたところでございますが、今般、未来投資会議においていろいろな議論が行われまして、現下の金融機関を巡る状況に鑑みまして、地方における金融インフラを適切な形で維持するという政策目的の達成に向けて、一定の要件を満たす経営統合については、独占禁止法の例外を認める特例法を設けるという判断が、政府全体として、政策判断として行われたものだというふうに私どもは受け止めているわけでございます。

ただ、こうした特例法を設計するに当たっては、事業者の利益が阻害されないようにすることが重要であります。すなわち、消費者に対するサービス水準が低下するということがないようにする観点が必要でございますので、ある意味では、規制緩和等によりまして、新たなテクノロジーを活用した異業種を含む新規参入を促進し、事業者の選択肢を確保するような取組も重要であるというふうに考えておりまして、そういった対応を制度官庁にはお願いしたいと思っているところでございます。バスについても、金融機関とは違いますが、そうした形で消費者に対するサービス水準を低下させないような取組というものをお願いしたいと考えているところでござ

ざいます。

それで、第3点目が、デジタル・エコノミーに対する対応といいますか、プラットフォーム・ビジネスに対する対応でございます。

私どもとしても、プラットフォーム・ビジネスが消費者に多大な利益を与え、さらには、中小企業等に対しましても市場拡大の一つの重要なツールを提供するということで、非常に多大な利便を与えていていることを否定しているものではございません。ただ、ネットワーク効果というのもございますので、こうしたデジタル・エコノミー・プラットフォーム企業というのは、ある意味で独占・寡占、非常に巨大化しやすいということになりますので、こうした観点から、デジタル・エコノミー・プラットフォーム企業がいわゆる支配的地位の濫用行為等を行うことによりまして、競争を阻害する、若しくは消費者や中小企業も含めて関係する者に不当な不利益を与えることを防止することが必要だと思っておりまして、こうした観点から、独占禁止法の執行を行っていきたいと考えているところでございます。

そのときに、ある意味では、御議論ございましたように、優越的地位の濫用というものが、私は非常に有効なツールになるのではないかなど考えております。優越的地位の濫用というのは、日本独自の競争法上のツールだというふうな御意見もございますけれども、今の世界の動向を見てみると、いろいろなところでやはり、この支配的地位の濫用のみではなく、優越的地位の濫用ということを考えるべきではないかという流れが少しずつ出てきているのではないかと思っております。ドイツとかフランスにおいてもそうした観点からの法制整備が行われておりますし、オーストラリア等では、アンコンショナブル・コンタクトというのでしょうか、非良心的な行動ということで、優越的地位の濫用的な行為の適用等が起こっていまして、逆に言えば、こういうデジタル社会において、デジタル社会におけるプラットフォーム企業に対して、非常に有効なツールを提供していくことになるのではないかと思っているところでございます。ここはまだ個人的な考え方ということで、御理解していただければいいかと思います。

そのように、私どもは既存の法制度の枠組みの中で、反競争的行為、消

費者とか中小企業等に不利益を与える行為に対して対応していくというのが私どもの役目でございますが、同時に、プラットフォーム企業を巡る規制環境の整備といいますか、ある意味ではレベル・プレーイング・フィールドをいかに確保していくかという観点に、私どもの問題意識からはなると思うのですが、そういった観点から、プラットフォーム企業を巡る取引環境の整備ということが必要だと思うわけでございます。

ある意味では、そこはプラットフォームに対する規制という言葉で言われているのですが、私の問題意識としては、いかにしてレベル・プレーイング・フィールドを確保していくかということだと思います。レベル・プレーイング・フィールドという意味は、単に水平的なレベル・プレーイング・フィールドではなくて、取引相手方に対するレベル・プレーイング・フィールドになりますから、ある意味では、消費者とプラットフォーム企業の関係、それから、eコマースですと、プラットフォームにつながっているいろいろな出店者との関係ということのレベル・プレーイング・フィールドだということだと思っております。

その観点から、1つは、プラットフォーム企業の透明性を確保するということが、トランスペアレンシーを確保するということが必要なことだと思っておりまして、そういった意味で、独占禁止法を補完する法律として、透明性・公正性の確保に向かったルールづくりということを検討していく必要があると思っておりますし、さらに、取引環境においては、情報というものに対するアクセスをどう考えていくかということも非常に重要だと思っておりまして、これはむしろ、プラットフォーム企業に対する切り口ではあるのですけれども、同時に、情報というものをどのように扱っていくかというような切り口であると思っています。

そういった観点からは、情報の流通だとか、それから情報に対するアクセスというものをどう考えていくかということも、非常に重要な競争環境の整備ということになっていくと考えておりますので、そういった観点からの検討を是非、私どもとしては、私どもも参加しながら全省庁的にお願いしたいと考えているところでございます。そのときには、もちろん、ここでも御議論ございましたように、私どもも関係しますでしょうし、経産

省や情報を扱っています総務省も関係しますが、同時に個人情報保護委員会だとか、それから消費者庁も当然関係してくるわけでございますし、さらには、やはり事業分野別に情報の流通とかアクセスというのを考えていかなければいけないとなると、それぞれの情報を持った、金融ですと金融庁も関係してくるでしょうし、医療データというようなことになりますと、厚生労働省も関係するということになってきますので、ある意味では、正に全省庁的な観点から、政府横断的な観点から、どう考えていくかということをきちんと検討してもらいたいと思っているところでございます。

それから、諸外国との関係ということを申し上げますと、先ほど申しましたように、G20では情報・流通のData Free Flow with Trust、総理がおっしゃっているようなことでございますが、そういったことが確保されると、正にある意味ではレベル・プレーイング・フィールドの確保ということにもつながっていくと考えておりますし、それから、G7の方では、デジタル時代の競争政策ということで、競争当局の間でどういったことをG7で議論していただくかということを今、議論しております、何らかの形で、G7財務大臣会合とか首脳会合の形で、ある意味では一般的なコンセンサスになるかもしれませんけれども、そういった努力をしていかなければならぬというメッセージが発言されるのではないかというふうに考えているところでございます。

そういう意味で、アメリカのACCJとか、そうしたところの意見交換も重要だと思っておりまして、公式では言っておりませんが、在米大使館とも意見交換する機会もございますし、ACCJからもいろいろなお話を聞いておりますので、意見交換する機会もございますので、そういったことでいろいろとお話を進めながら行っていきたいと思っているところでございます。

少し長くなりましたが、私が本日議論をお伺いして申し上げたかったことでございます。

それから、最後になりますが、一言更に申し上げたいことがございます。実は、このメンバーによる会合は本日をもって最後となるわけでござい

ます。会員の皆様におかれましては、これまで多岐にわたる論点について御議論いただき、大所高所から御知見を賜るとともに、時には公正取引委員会の競争施策についての対外発信の橋渡しも担ってきていただきました。これまでの長きにわたる御指導、御鞭撻に対し、ここに改めて厚く御礼を申し上げますとともに、今後の皆様のますますの御発展をお祈り申し上げたいと思っております。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

事務局の方からはいかがですか。

○菅久経済取引局長 菅久の方から申し上げます。

今、委員長から申し上げましたとおり、現在の第16期独占禁止懇話会の会員の任期、これは本年の8月までとなっておりまして、本日の会合がこの第16期独占禁止懇話会の最終の会合ということになります。会員の皆様におかれましては、これまで活発な御議論を頂きまして、誠にありがとうございます。

改選に関しましては、後日改めて御相談させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、今回はこれにて閉会とさせていただきます。

会員の皆様には、これまでお忙しいところを御協力いただきまして、ありがとうございます。

本日は長時間にわたり御議論いただきまして、誠にありがとうございます。